

亀山市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月15日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太市場自治会

2 変更があった事項及びその内容

事務所の所在地

変更前 亀山市加太市場3327番地

変更後 亀山市加太市場1567番地1

3 変更の年月日

令和2年5月31日

4 変更の理由

代表者の変更に伴う主たる事務所の所在地変更